

平成20年度定時決算総会開催

平成20年度の決算承認を求める第22回定時総会と第5回賛助会総会が、5月25日、インテリジェントロビー・ルコで開催されました。第一部の定時総会には高倉理事の司会進行で行われました。明野会長の挨拶の後、総会議長に明野会長を推薦し選出。定数数の確認が行われ、会員総数90人に対し、委任状を含め67名の出席で、規定の会員総数の2分の1以上を満たしていることを確認。総会は合法的に成立しました。議事に入り、第1号議案の「平成20年度の事業報告」が久住呂副会長から、第2号議案の「同収支報告」の承認を求める件は阿部副会長から、それぞれ説明されました。また、海野幹事からは、会計及び業務の監査を行った結果として、収支状況、財産状況、職務執行とも適正に行われているとの報告がされました。この後、質疑に入りましたが、特段の質問もなく両案は満場一致で承認されました。総会後、この日、当協会の会員の一人として出席されていた日設事協の尾島会長に、同協会の最近の動向を伺いました。尾島会長は、「法適合確認業務と建築設備士問題について、設計自体は誰がやっても良くなった。建築設備士が設計をやることで、設備設計業界をどのようにしたら良いか、方針を考え、見直しする時だ」と、業界改革に向け新たな活動を行う決意を示されました。また「日設事協は全国的にみても、組織として弱い、東京の協力を」と再度の協力要請がされました。

第二部の賛助会総会では、省エネ・地球環境保護に対応した技術交流や情報共有などについての平成20年度活動報告が承認されるとともに、協会の健全な発展に向け一層の賛助を誓う平成21年度の活動方針が示され、両議案とも満場一致で可決されています。

第三部の会員交流会は、明野会長の挨拶の後、原賛助会運営委員長の乾杯の音頭で祝宴に入りました。当日は、正会員、賛助会員、合わせて100名を超える方々の参加を得て、会員間の意見交換、交流が図られ盛りある会となりました。

委員会の報告

4月23日発行の「協会だより25号」発行以降の各委員会では次のような活動、審議、報告を行いました。

<総務委員会>

1. 第22回定時総会開催の企画・実施

<業務環境改善委員会>

1. 賠償責任保険について

2. オープンデスク制度について

<環境・技術委員会>

1. 今年度の事業について

<公益・事業委員会>

1. 今年度のセミナーの具体化に向けて

<広報・情報委員会>

1. 会誌MET9号の発行について

2. 協会だより26号への情報収集と検討

3. 製品情報一斉メールに関する調査について

4. H.Pの情報更新

<賛助会>

1. 賛助会総会の企画と実施

2. 協会・最近の動きの報告

●構造・設備設計一級建築士制度の円滑な運用について 国交省●

改正建築士法が5月27日施行され、一定規模以上の建築物の設備設計等に対する法適合確認業務がスタートしました。これに伴い国土交通省は同日付で「構造・設備設計一級建築士制度の円滑な運用について(技術的助言)」とする同制度の運用方針を関係団体宛に通知するとともに、各都道府県建築行政担当部長等にもこの旨通知したことを知らせました。これを受け、当協会では同制度の円滑な運用に向け、全会員に標記の通達を送付しました。同通達では、法適合確認等が必要となる増改築等に関し、当該増改築に係る部分が規定規模を超える場合で、「いわゆる改修に係る設計については、法適合確認等は不要であることに留意されたい」と改めて注意を促しています。また、「同制度の適用に伴う基準法の確認審査事務等の手続き円滑化について」として、「都道府県、特定行政庁、確認検査機関等が建築主、設計者等に対し、法令の解釈、申請図書に記載方法等の事前相談にきめ細かく対応するよう求めるとともに、申請書等の軽微な不備がある場合での補正指示、追加説明書の提出指示を適切に行うこととされたい」と、建築基準法改正時のような手続き滞りを再び生じないよう、配慮を求めました。

●未確保事務所 排除禁止を 国交省、再度要請●

日刊建設通信新聞(5月28日)によれば「国土交通省は、改正建築士法の円滑施行に向けた都道府県担当者会議で、公共発注で構造・設備設計一級建築士を未確保の設計事務所を排除しないよう、再度要請した。『両建築士がきちんと関与すれば問題ない。事務所内に資格者を確保する必要がある法的には規定されてない。誤解に基づく発注は、制度の円滑運用の妨げになる』と述べ、制度本来の趣旨に理解を求めた。既に神奈川県茅ヶ崎市が市発注の設計業務のプロポーザルで事務所内両建築士が所属していることを参加要件にしていることで、関係者の懸念が高まっている」と、再び、法が求めることを伝えるとともに、発注者サイドには業務処理における思惑の違いがみられることを報道しました。

●設備設計一級建築士講習 新たに463人が合格●

日刊建設通信新聞(5月7日)によれば「建築技術教育普及センターは、改正建築士法で創設された設備設計一級建築士の講習結果を公表。講習受講者1350人のうち、463人が修了検査を通過し、合格率は34.3%。改正法施行前に実施した『みなし講習』での合格者を含めた同建築士の有資格者は計3190人になる。今回講習で講義、考査の一部

が免除された区分Ⅱ(法適合確認だけ受講)は16人が受講し、合格率は68.8%。建築設備の講義と考査が免除される区分Ⅳ(建築設備士)は239人が受講し、合格率は57.7%。地域ごとの合格者数は東京都223人、大阪府96人、福岡市39人、名古屋37人、仙台市、広島市が各25人となっている」と法改正に伴う設備資格者の合格状況を知らせています。

●建築設備技術者協会牧村会長 「建築設備士の活用」で講演●

建築設備技術者協会の牧村会長は5月19日、同協会関東支部の総会後の講演会で、「建築基準法・建築士法の改正と諸問題」のタイトルで「建築設備士の活用」について講演されました。この前段で「建築設備技術者倫理と継続職能開発」として、建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度について触れました。同制度は国土交通省、日本建築士連合会、日本構造技術者協会等とともに、建築設備士関係団体CPD協議会などのメンバーで構成された建築関連業務に携わる技術者のCPD状況を証明するためのものです。「今年度からは、プロポーザルでこの結果が採用されることになった。CPD登録がされないと、個人のその部分の評価は「0点」になるとCPD登録の重要性を訴えました。設備資格問題については「設備設計一級建築士は法適合証明者であり、設備システムを建築に統合していく建築士である。建築設備士は、建築設備各専門分野のスペシャリストとして、担当する業務領域で、法に適合した高品質の建築設備を構築していく者と位置づけ、設計は建築設備士が担うべきものと見解を述べました。また、設備設計一級建築士の法適合確認業務範囲について、「講習・説明会では、内容がわからなかった。この度、チェックリストの詳細なものを当協会で作成することを命じられた。1年以内にまとめ運用できるようにしたい」と語りました。

●技能者の年収600万円以上 日建連が提言●

日刊建設通信新聞(4月21日)によれば「日本建設業団体連合会は優良な建設技能者の標準年収600万円以上などを掲げた『建設技能者の人材確保・育成に関する提言』を発表した。提言では、賃金について、厚生労働省の『屋外労働者職種別賃金調査報告』で常用技能者(21職種計、平均年齢42.8歳)の平均年収が361万円と製造業などに比べて低く、若年建設技能労働者の入職・定着率が低い第一の原因になっていると指摘し、賃金向上の必要性を説いている。ただ、賃金向上は一朝一夕には困難とし、その第一段階として、建設現場で一定の責任を与えられる職長を対象に向上を目指し、その標準年収を600万円とした。この

目標年収は、下請企業の正社員の職長が約550万円で、一般的な家計形成に必要な世帯主年収(40歳代)が570万円であることから導き出した。また、元請と、下請けでは給与差があることから、下請けは原則三次までとし、最終的には5年をめどに二次以内とする目標を設定している」と伝えています。下請けで業務を行うことの多い設備設計サイドでも、同じように低い給与しか払っていないだけに、同団体の活動が目目されます。

●家庭のCO₂排出削減へ「自立国債」 設備導入を国が立て替え●

前東京大学総長(現職 三菱総合研究所理事長)である小宮山宏氏は環境問題の専門家としてこれまでも数々の提言をされてきました。この度、日本経済新聞(5月13日)に標記のような新たな提言が記載されました。これによると「日々のくらしの低炭素化を進めるための具体策として自立国債を提案したい。太陽光発電を例とすれば、政府が自立国債の発行で調達した資金を用いて、各家庭の住宅の屋根に太陽光発電システムを設置する。発電した電気は電力会社に売却することで自立国債の利払いと償還費用を賄う。回収期間を考慮し15年程度の国債として発行する。償還までの15年間は発電から得られる収入は国が得て、家庭には利益は及ばない。だが償還後は政府が太陽光発電システムを各家庭に無料で譲渡する。この時点で国の借金はなくなり、各家庭は太陽光発電の利便を得ることになる。太陽光発電以外でも、自立国債は、家庭用ルームエアコン、高効率ヒートポンプ(HP)給湯、ハイブリッド自動車など様々な低炭素化技術に活用できる」としています。是非、政府には、このような環境を見据えた経済対策の導入を考えてもらいたいものです。

●温室効果ガス「05年比15%減」中期目標発表●

朝日新聞(6月10日)によれば麻生首相は10日、記者会見し、2020年までに日本の温室効果ガスの排出量を「05年比で15%減」とする中期目標を発表した。従来基準の90年比では8%減となる。外国からの排出枠の購入などは含まず、国内対策だけで達成させるのが特徴。政府は90年比7%減(05年比14%減)の方向で最終調整していたが首相が1ポイント上積みを決めた。中期目標を巡っては、専門家で作る政府の検討委員会が4月、90年比4%増(05年比4%減)から同25%減(同30%減)まで、六つの選択肢を公表。経済界が穏やかな目標を求め、斉藤環境相や環境NGOが大きな削減幅を主張するなか、首相は中間的な水準を選択した。政府の試算では、20年時点で世帯あたりの可処分所得を4万3千円押し下げ、光熱費支出を年3万3千円膨らませるなど、家計への悪影響は避けられないとしている。首相は「国民の負担を下げるため、政府はあらゆる努力を払わなければならないが、地球を守るコストだ。生活者、産業界、国、地方が一致協力して行動を起こさなければならない」と国民各層に協力を呼びかけた」としています。このニュースが流れると、日本では環境に意識のある人たちが、また海外では、中国などの新興・途上国が「日本は、より高い目標を」と、一斉に日本の目標が不十分であるとの認識を表明しています。

●新規加入会員のご紹介●

	社名	業種
賛助会員	(株)ベルテクノ	建築設備機器(貯湯槽・熱交換器等)の製造、販売

※事務局職員小林淑恵さん退職、後任に宮崎可奈子さん※

協会事務局職員小林淑恵さんが、5月末日で退職されました。小林さんは、当協会が統合される前の新東設事協の創設時から事務局職員として勤務しました。創設時は事務所の所在が決まっておらず、しばらくの間は日設事協事務局に間借りさせてもらうなど、苦勞の多い時代の事務局を下支えしてもらいました。その当時から、大変積極的に各委員会の活動に対し支援・協力をいただき、委員の方々からも人気の高い職員でした。後任としては1ヶ月重複する形で、5月からはじめから宮崎可奈子さんが勤務されています。会員の皆さまには、温かいご支援をいただきますよう、よろしく願います。



■号外版のお知らせ■

この度、麻生首相からポスト京都に向けた中期目標が示され、賛否を巡り国、内外で議論が沸騰しています。7月8日からのイタリアのラクイラで開催されるサミットで、各国首脳に説明し理解を求めるとされています。また、本年12月のCOP15では、削減枠組み条約に参加していないアメリカ、中国などを、どのように参加させるかが注目されます。そこで、7月中旬を目処に号外版「環境特集Ⅶ」の発行を予定しました。ご期待ください。